

定款案作成についての注意事項

| 定款記載事項区分 | 内容 |
|---|--|
| <u>必要的記載事項(直線)</u> | 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項(法第31条第1項各号に掲げる事項等) ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。 |
| 相対的記載事項(点線) | 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項 |
| 任意的記載事項 | 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項 |
| 任意的記載事項 (租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合に必要事項) | 租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合に定款に記載することが必要な事項 |

本書において略表示する通知等

社会福祉法→法

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ」の改訂について(平成28年11月11日事務連絡)→改訂FAQ

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて(平成28年11月11日事務連絡)→Q&A

(平成28年12月14日 旭川市福祉保険部指導監査課作成)

| 社会福祉法人定款例(平成28年11月11日)一般法人用 | 注意事項 |
|--|--|
| <p>福祉法人定款例 社会福祉法人〇〇福祉会定款</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p><u>第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</u></p> <p><u>(1)第一種社会福祉事業</u></p> <p><u>(イ)障害児入所施設の経営</u></p> <p><u>(ロ)特別養護老人ホームの経営</u></p> <p><u>(ハ)障害者支援施設の経営</u></p> <p><u>(2)第二種社会福祉事業</u></p> <p><u>(イ)老人デイサービス事業の経営</u></p> <p><u>(ロ)老人介護支援センターの経営</u></p> <p><u>(ハ)保育所の経営</u></p> <p><u>(ニ)障害福祉サービス事業の経営</u></p> <p><u>(ホ)相談支援事業の経営</u></p> <p><u>(ヘ)移動支援事業の経営</u></p> <p><u>(ト)地域活動支援センターの経営</u></p> | <p>○第1条(目的)は原則として変更の必要はない。</p> <p>・事業以外の部分についてこの機に変更する場合は、備考(2)(児童福祉事業を実施している場合に「心身ともに健やかに育成される」との趣旨を含むこと)に留意すること。</p> |

(チ)福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を
確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図る
とともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明
性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

○第3条第2項については、法人として取り組む具体的内容に沿って、()の箇所を適宜修正すること。

※具体的な取り組みが決定していない場合、この項を設けなくても可。

(Q&A 問17)。ただしその場合でも、法人に法24条第2項の「地域における公益的な取組」にかかる責務があることに変わりないので、第3条第2項を規定しておくことが望ましい。

| | |
|--|--|
| <p><u>(事務所の所在地)</u> 第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。 2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。 (備考) 最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。</p> <p style="text-align: center;">第二章 評議員</p> <p><u>(評議員の定数)</u> 第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。 (備考一) 確定数とすることも可能。 (備考二) 法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・備考にある「最小行政区の市区町村名までの記載」とは、第 4 条を「この法人の事務所を北海道旭川市に置く。」としても可。 ・従たる事業所を置くことは任意。複数の施設を運営している場合でも従たる事業所を置く必要はなし。 <p>○第 5 条 評議員の定数については、備考 1 のとおり、従前同様の「確定数」とすることも可。例「7 名を置く。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備考 2 前段、「在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。」とは、「評議員の現在数が理事の現在数を常に超えていなくてはならない」ということ。(Q & A 問 6) <p>(例) 定数 評議員 7～9 名／理事 6～8 名のとき現在数 評議員 7 名／理事 8 名となった場合、評議員・理事いずれも定款に定める定数の範囲内ではあるが、現在数について法 40 条 3 項に違反状態となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備考 2 後段の経過措置に該当する場合も、第 5 条では 7 名とし、附則で『第 5 条で定める評議員の人数は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は「4 名以上」とする。』との規定を設けることにより、後日の定款変更手続きが不要になる。(附則を参照) |
|--|--|

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第 31 条第 5 項)。

(評議員の資格)

第〇条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

○第 6 条第 2 項の「事務局員」とは介護職員等を含む法人職員の意味であり、第 2 2 条に合わせて「職員」と記載することも可。(Q & A 問 3)

・委員の人数については法人の規模等により判断して差し支えないが、3 名以上(うち外部委員を 1 名以上)とすること。(FAQ 問 9, 1 1)

・評議員の選任について、「理事長から委嘱する」等の規定は不要だが就任承諾書の提出を求めることが適当。(Q & A 問 1 6)

・理事が評議員選任・解任委員会の委員となる旨の定めは認められない。(FAQ 問 6, 問 1 0 の 1)

【租税特別措置法第 4 0 条の特例の適用を受ける場合はこの条文が必要】

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

○第7条第1項については、

第七条 評議員の任期は、「選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。」とすることもできる。

・備考2の「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。」

相対的記載事項であるが、これ設けないと、任期途中の退任・死亡等の場合に任期のズレが生じて評議員の一斉改選ができないこととなるので注意

これを設ける場合は、

第七条 評議員の任期は～

2 任期の満了前に退任～

3 評議員は、第五条に～

と、「項の繰下げ」が生じる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第 45 条の 35, 第 59 条の 2 第 1 項第 2 号)。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額**
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

○備考 1 により、交通費としては実費相当分のみが報酬に該当しないのであり、名称等に関わらず実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要があるので注意 (FAQ問 4 5)

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項)。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算※
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)※
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項※(注)

【租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合、第10条はこのように記載】

※追加された事項

(注)公益事業・収益事業を行う法人に限る

(12) 解散※

(13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に 1 回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第 45 条の 9 第 1 項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4 月～6 月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後 3 ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第 45 条の 9 第 2 項)。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を

○定時評議員会の開催月を指定しない場合は、

「第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。」と規定すること。

・第 31 条第 1 項において、収支予算について評議員会の承認を得ることとしている場合は、「定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。」と規定することが適当。

○第 12 条第 1 項について、理事長以外の理事（業務執行理事など）が招集する旨を定めても差し支えなし。(Q&A 問 10)

○第 14 条第 2 項において議事録署名は議長が行う旨を定める場合は、第 13 条の前に「評議員会に議長を置く」旨の規定を設けるか、定款細則により

| | |
|--|--|
| <p>有する評議員を除く評議員の〈例:3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>(3) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>(備考)</p> <p>第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例:理事の解任等)</p> <p>第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。</p> <p>(議事録)</p> <p>第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>(備考一)</p> | <p>定めることが必要。(Q&A 問11, FAQ問29-2)</p> <p>例:評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。</p> <p>議長を置く場合は、「可否同数の時は議長の決するところによる。この場合において議長は評議員としての議決に加わることはできない。」旨を定款細則等で規定することが適当 (FAQ問29-2)</p> <p>○第13条第1項については、出席者のさらに過半数で議決できる旨定めている。</p> <p>○評議員会の決議の省略の規定</p> <p>○第14条第2項について、例のとおりであれば出席した評議員全員及び理</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>記名押印ではなく署名とすることも可能。</p> <p>(備考二)</p> <p>第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。</p> <p style="text-align: center;">第四章 役員及び職員</p> <p>(役員の数)</p> <p>第一五条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 ○○名以上○○名以内</p> <p>(2)監事 ○○名以内</p> <p>2 理事のうち一名を理事長とする。</p> <p>3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。</p> <p>(備考)</p> <p>(1)理事は6名以上、監事は2名以上とすること。</p> <p>(2)理事及び監事の数数は確定数とすることも可能。</p> <p>(3)業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。</p> <p>(4)会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。</p> <p>(5)社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。</p> <p><例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例</p> <p>2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。</p> | <p>事全員の記名押印が必要という意味になる。</p> <p>「2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。」とすることもできる。</p> <p>○第15条第1項の定数にかかる考え方については、第5条と同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事について『2名以内』とすると、『2名以上2名以内』ということになるので『2名』とするのが適当。 <p>○第15条第3項(業務執行理事)について、設置は法人の任意。業務執行理事を置かない場合は、この項は削除すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお置かないこととした場合、本定款例のうち第16条第2項、第17条第2項並びに第3項、第24条第3号からも記載を削除する必要がある。 ・本項のとおり規定した場合は業務執行理事を必ず置く必要があるが、「3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と規定した場合には、理事会の判断で置かないこともできる。 ・業務執行理事の名称を『常務理事』等とする場合においては、備考(5)を規定するとともに、他の条文中の『業務執行理事』はすべて『常務理事』等に置き換えることが必要。 |
|---|---|

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員＜及び会計監査人＞の選任)

第一六条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(役員の資格)

第〇条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員

・今後、決算において基準を超過した時点で、定時評議員会において会計監査人を選任し、また定款変更の手続きが必要。(Q&A問14)

なお、現在の予定では、

平成29, 30年度 収益30億円又は負債60億円

平成31, 32年度 収益20億円又は負債40億円

平成33年度以降 収益10億円又は負債20億円

の法人が会計監査人の選定が必要となる。

○役員及び会計監査人の選任について、「理事長から委嘱する」等の規定は不要だが、就任承諾書の提出を求めることが適当。(Q&A問16)

【租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合、第16条の次にこの条項を追加すること】

(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(注)監事の人数が6人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることにはなってはならない。」でも可。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例:理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である(法第45条の16第3項)。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

○『理事長に事故あるとき、又は欠けたとき』に備え、理事長職務代理者置くことは出来ない。(FAQ問39-5)

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員<及び会計監査人>の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満

了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

(備考一)省略

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員＜及び会計監査人＞の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によ

○第19条について、「補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする」は相対的記載事項であるが、この規程がないと、任期途中の退任・死亡等があった場合には一斉改選とならず、任期のズレが生じる可能性が大なので留意すること。

・上記の規定を入れる場合は第7条と同様の項の繰下げが生じる。

って解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、)会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

○第四十五条の二十第四項で準用する一般法人法第百十四条第一項で規定する理事、監事又は会計監査人の責任の免除規定については、以下を参考にすること。

(責任の免除)

「第〇〇条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。」の条文を加えることが出来る。(Q&A 問8)

| | |
|--|--|
| <p>(役員＜及び会計監査人＞の報酬等)</p> <p>第二条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。</p> <p>＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞</p> <p>(備考一)</p> | <p>○第四十五条の二十四第四項で準用する一般法人法第一百五十五条で規定する責任限定契約については以下を参考にすること。</p> <p>(責任限定契約)</p> <p>第〇〇条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百三十一条第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。</p> <p>※「あらかじめ定めた額」は、責任限定契約書において定めることなどが想定される。(Q&A 問9)</p> |
|--|--|

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会 省略

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

○備考3により、交通費としては実費相当分のみが報酬に該当しないのであり、名称等に関わらず実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要があるので注意 (FAQ問45)

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であつても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注)理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注)理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるの

で、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注)理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが
必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認
められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注)理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決
定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定してお
くこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出
⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事
⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注)寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも
含まれる。

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

**2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会
を招集する。**

○第25条第1項について、理事長以外の理事（業務執行理事など）が招集
する旨を定めることも可。（Q&A 問10）

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

○議長を置く旨定めることも可。この場合は定款若しくは、定款細則により定めることが必要。(Q&A 問11, FAQ問29-2)

例：理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選で定める。

議長を置く場合は、「可否同数の時は議長の決するところによる。この場合において議長は理事としての議決に加わることはできない。」旨を定款細則等で規定することが適当 (FAQ問29-2)

○議決の省略の規定

○第27条第2項について、定款例の記載では出席した理事全員及び監事全員となる。

「2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。」とすることもできる。

・評議員会議事録と異なり、議事録署名人の制度を採ることはできない。

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項)。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎
一棟(平方メートル)

(2)〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地(平方
メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の四種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種)と

○第28条第1項及び第3項中「運用財産」が「その他財産」と変更されているが、その他は変更なし。

する。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得

所轄庁は旭川市長とすること。

【租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合、第29条はこのように記載】

なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例 1:理事会の承認、例 2:理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

○第31条の〈〉部分について、法令上特に規定はないものの、法人運営上、評議員会の承認を得るものとすることや、理事総数の三分の二以上の同意とすることが望ましいとされている。(Q&A 問12)

・「第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。」

(若しくは)

| | |
|---|---|
| <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)</p> | <p>・「第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<u>理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。</u>これを変更する場合も、同様とする。」</p> <p>(若しくは)</p> <p>・「第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<u>理事総数の3分の2以上の承認を受けなければならない。</u>これを変更する場合も、同様とする。」</p> <p>の3パターンが考えられる。</p> <p>・評議員会の承認を必要とした場合、第11条(評議員会の開催)にも「3月」にも評議員会を開催する旨の規定を置くことが適当。</p> <p>【租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合、第31条はこのように記載】</p> |
|---|---|

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(備考)会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、

定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間(、また、従たる事務所に 3 年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1)〇〇の事業

(2)〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1)具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2)上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3)公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

【租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合、第35条はこのように記載】

○公益事業に係る余剰金の使途の規定は不要となったので、記載する必要は無し。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1)〇〇業

(2)〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から

第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

<例1>

第〇条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の三分の二以上の承認を要する。

<例2>

第〇条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞

(残余財産の帰属)

「第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。」と現行定款どおりにすることも可。

【租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合、第37条の次にこの条項を追加すること】

○所轄庁は「旭川市長」とすること。

なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

（公告の方法）

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（備考）

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

（施行細則）

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員、会計監査人は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理事

〃

〃

〃

〃

監事

現行の定款に記載されている、法人設立当初の役員の名を記載。現時点ないし平成29年4月の役員等氏名を記載する必要はない。既設の法人は役員（理事・監事）のみの氏名を記載。

//

評議員

//

//

//

//

//

//

(備考一) 省略

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

○『附則 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。』と記載すること。

・第 5 条の評議員定数における経過措置（3 年間は 4 名以上）を適用する場合は、上記に続く附則第 2 項として

「2 第 5 条で定める評議員の人数は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は「4 名以上」とする。」を記載すること